

一般財団法人日本ADR協会（JADRA）主催

（東京）実務研修・実務情報交換会のご案内

日頃は、日本ADR協会の事業に格別のご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

また、2015年7月10日に開催しました、シンポジウム「ADRの手続実施者を対象とする研修の実状と課題」（於・商事法務研究会）には、数多くのADR関係機関・相談機関関係の皆様にご参加をいただき、改めて御礼申し上げます（なお、本シンポジウムについては、法務省大臣官房司法法制部の審査監督課が認証事業者向けに発行している「かいけつサポート通信」第22号にも紹介がありますので、ご参照ください）。

さて、当協会では、毎年、ADR実務に関する「実務研修・実務情報交換会」を東京および大阪で実施いたしておりますが、2015年度の東京会場での研修は、下記の要領で開催いたしますので、ご案内申し上げます（なお、同内容の大阪会場での研修は、2015年12月10日に開催し、多くの方にご参加いただきました）。

本企画につきましては、会員の方に限らず、広くADRやその前段階の相談事業等に関わられる方々にもご参加いただきたく、お忙しいこととは存じますが、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

1. 日時： 2016年2月23日（火） 午後2時～5時（終了後、懇親会）

2. 会場： 商事法務研究会 3階会議室（懇親会：1階会議室）
（住所）東京都中央区日本橋茅場町3-9-10 茅場町ブロードスクエア
（地図）< <http://www.shojihomu.or.jp/map.pdf> >

3. お申込み方法：

申込書に必要事項をご記入のうえ、**2016年2月12日（金）**までに、当協会事務局まで電子メール（jadra_sec@shojihomu.or.jp）またはFAX（03-5643-7186）にてご送信ください（FAXでもお受けしておりますが、できるだけ電子メールにてお願いいたします）。折り返し、お申込み受理のご連絡をさせていただきます。

<参加費> ・正会員・賛助会員の方：年会費1口につき1名無料
・会員以外の方（1名につき）：第1部・第2部を通じて3,000円
（懇親会費用として別途2,000円）

※参加費は、当日受付で徴収させていただきます。

プログラムの概要

※「概要」は現時点での予定であり変更になることもありますので、予めご了承ください。

【司会】 当協会理事・ADR調査企画委員会副委員長・弁護士 河井 聡

◆開会ご挨拶◆

当協会代表理事・一橋大学教授 山本和彦

◆第1部 実務研修◆

「ADRにおける両当事者の橋渡しと相互影響力～ケースマネジメントを中心に～」

【講師】 一般社団法人メディエーターズ代表理事 田中圭子氏

ADR機関では、手続実施以前の段階で、申立てを考えている紛争当事者から丁寧に話を聴き、申立ての内容や手続に関する判断をサポートすることが求められる。当事者は、代理人を付けていないことが多く、どのような申立てをするのが自分の紛争にとって相当か、当該ADRの利用が最善の選択かといった難しい判断を迫られるし、相手方当事者の応諾を要する等のADRの仕組みについても理解する必要があり、この最初の段階でのADR機関の対応は、大変重要である。事務局としては、その後、相手方当事者に対して、応諾を得るために中立的かつ懇切な説明をする必要があり、さらに、応諾後は両当事者・関係人の間で上手な橋渡しをして事件を管理・進行することになるが、いずれも中立性を保ちつつ柔軟に行われねばならず、相当なコミュニケーション能力を要する。

このような難問に対するケースマネジメントのあり方は多様であるが、その一つとして、上記のように、事務局や担当者が中立性を保ちつつ、両当事者からじっくり話を聴き、深度のある理解に務めたいうでで手続の進行を促すというスタイルが挙げられる。ADRならではの柔軟性を活かすスタイルであり、受付担当者やケースマネジメントのみならず、手続実施（和解の仲介）にも応用可能な技法の一つである。

そこで、今回の研修では、ADRのケースマネジメントおよび手続実施者の技法・理論に造詣が深く、調停等の実務経験も豊富な講師をお招きして、受付・相談段階から手続の終了に至るまでのケースマネジメントのあり方について、お話いただくこととした。紛争当事者とのコミュニケーションのあり方、当事者間の橋渡しの技法等の話題が予定されており、受付・事務局担当者のみならず、手続実施者やADR手続の代理人にとっても大変有益な研修となるであろう。

<講師からのメッセージ>

ADRは、当事者双方が同じプロセスに参加することに同意し、スタートするのが最大の特徴です。スタート時の申込者と相手方の関係はADRのプロセスにも大きく影響することになり、最重要なステージになります。今回は、申込人と相手方を橋渡しするケースマネージャーの役割とADRにおける当事者同士の相互影響についてのエッセンスについて、皆さん方と考える機会にしたいと思います。

<講師のプロフィール>

- ◆ 一般社団法人メディエーターズ代表理事。消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員、産業カウンセラー、損保会社勤務後、国民生活センター（非常勤）等に勤務。
- ◆ 経歴 (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所研究員、電子商取引推進協議会（ECOM）ADRプロジェクト研究員、(財)法律扶助協会理事、NPO法人日本メディエーションセンター代表理事、(財)日本規格協会裁判外紛争処理システム規格化TF委員(平成17年)、仲裁ADR法学会理事(平成19年～25年)、金融庁金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議（平成24年）など。平成25年より現職。保険オンブズマン運営委員、(一社)日本少額短期保険協会運営委員。

◆第2部 実務情報交換会◆

- ・日本ADR協会の最近の取組みについて
- ・小委員会の活動報告 総務・広報小委員会／ADR機関ヒアリングプロジェクト／相談機関とADR機関の連携に関する小委員会／ADR法制問題小委員会
- ・ADR機関情報検索システムデータベースについて
- ・相談機関とADR機関の連携に関する日本ADR協会の取組みについて など

<意見交換>

- ◆総括・閉会ご挨拶◆ 当協会理事・ADR調査企画委員会委員長・京都大学教授 山田 文
◇懇親会◇ 第2部 実務情報交換会終了後に、1階会議室において開催いたします。

<会場アクセス> 商事法務研究会 3階会議室 (懇親会：1階会議室)

(住所) 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10 茅場町ブロードスクエア

(地図) < <http://www.shojihomu.or.jp/map.pdf> >

日比谷線「茅場町駅」1番出口から約2分, 東西線「茅場町駅」3番出口から約3分

日比谷線「八丁堀駅」A4出口から約2分, JR京葉線「八丁堀駅」B1出口から約3分

JR「東京駅」八重洲中央出口から約15分

※ 当協会未加入の皆様におかれましては、この機会にあわせて正会員・賛助会員になられることをご検討いただけますようお願い申し上げます。本件ご案内やご入会資格等につきご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。

参加申込書 2月23日(火)

◆(東京)実務研修・実務情報交換会◆

締切：2月12日(金)まで

E-mail: jadra_sec@shojihomu.or.jp

FAX: 03-5643-7186

(一財)日本ADR協会事務局 行

区 分	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 会員外
お 名 前	(フリガナ)	
ご 所 属	(団体・企業等) ----- (部署名・役職等)	
ご 住 所		
電 話 番 号		
E-mail		
懇 親 会	<input type="checkbox"/> ご出席	<input type="checkbox"/> ご欠席

<申込先・お問い合わせ先> 一般財団法人日本ADR協会事務局

東京都中央区日本橋茅場町3-9-10 公益社団法人商事法務研究会 内(〒103-0025)

電話: 03(5614)5672 / FAX: 03(5643)7186 / E-mail: jadra_sec@shojihomu.or.jp